様式第2号(第6条関係)

　　　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三股町長　　　　　　　　　　印

延滞金減免決定（却下）通知書

　　　　　年　　月　　日付け申請のあった延滞金の減免については、次のとおり決定しましたので、三股町町税延滞金減免規則第6条の規定により通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納税義務者 | 住所(居所) | 　 |
| 氏名 | 　 |

延滞金の内訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 期別 | 税 目 | 税 額 | 延滞金 | 納 期 限 | 備 考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 減免金額 | 円 |
| 決定理由 | 　三股町町税延滞金減免規則第3条第　　号に該当 |
| 却下理由 |  |
| 備 　　考 |  |

　　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三股町長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、三股町を被告として(訴訟においては、三股町を代表する者は、三股町長となります。)提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。